

倫理審査委員会議事録

- 1 日 時 令和1年8月27日(火) 16時～
 2 場 所 小会議室
 3 委 員 久永副院長、伊藤内科部長、岩崎企画課長

| 審 議 No. | 課題名及び審議事項並びに判定 |
|---------|---|
| 31-3 | <p>パーキンソン病患者に対する視覚・聴覚刺激を取り入れた運動療法の有用性についての検討</p> <p>・審査を希望する理由について → 障害のある患者を対象としている研究の為とあるが、当該研究は患者に対し通常の診療行為を超えて実施するものであるため修正が必要。</p> <p>・倫理的配慮について ①個人への擁護について → 自由意思による参加であり強制されないことが必要だが記載されていないので追記が必要。 ②同意について → 同意しなくても不利益を受けないこと、随時これを撤回できることが必要だが記載されていないので追記が必要。 以上により、条件付承認とする。</p> |
| 31-4 | <p>パーキンソン病患者に対する視覚・聴覚刺激を取り入れた運動療法の有用性についての検討</p> <p>・倫理的配慮について ①個人への擁護について → 自由意思による参加であり強制されないことが必要だが記載されていないので追記が必要。 ②同意について → 同意しなくても不利益を受けないこと、随時これを撤回できることが必要だが記載されていないので追記が必要。 ・同意撤回書について → 申請書に同意撤回書が添付されていない。添付もれであれば添付し、未作成であれば作成して添付が必要。 以上により、条件付承認とする。</p> |
| 31-5 | <p>パーキンソン病の脳深部刺激術における手術時年齢が認知精神機能に与える影響</p> <p>・データベース作成の段階で、様々な手続きは終わっているとの解釈のもと、今回はその中からテーマをひとつ出してきたということで倫理的問題はない。 以上により、承認とする。</p> |
| 31-6 | <p>重症心身障害児(者)の骨密度検査への取り組みと解析結果の検討</p> <p>・後向き調査研究でやっていることも通常の診療の範囲で倫理的問題はない。 以上により、承認とする。</p> |
| 31-7 | <p>重症心身障害(児)者に対する、視線入力装置での作業活動</p> <p>・入院中の患者1名の症例報告であるが、通常の診療行為を少し超えているので倫理審査対象となる。 ・倫理的配慮について →動画を用いてプレゼンを行う場合、見ている人がわかるよう「患者のご家族の同意を得ました」と動画に加筆し実施することが必要。 →また、発表にかかる文言で「個人が特定できる資料は回収する」とあるが、個人を特定できる資料の配布は認められないので、厳に注意すること。 以上により、条件付承認とする。</p> |

5 その他